

幌延町国民健康保険に 加入されている皆様へ

★幌延町国民健康保険税率 などの改正について

ほろのべの窓1月号にて、国民健康保険の運営が厳しい状況にあることをお知らせしておりましたが、今後の国民健康保険事業を安定して運営出来るように幌延町国民健康保険税率などを改正しましたので、お知らせします

なお、この度の改正は、加入者の皆さまの負担激変を緩和するため、不足する財源の1/2相当を確保するためのものであり、平成25年度におきましても改正を予定しておりますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

税率などの比較

区 分		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦 課 限度額	法 定 限度額
医 療 給 付 費	改 正 前	2.20	14.0	17,000	14,000	46万円	51万円
	改 正 後	3.50	19.0	24,000	20,000	47万円	
	管 内 平 均	6.00	36.0	26,000	29,000		
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	改 正 前	0.67	4.2	6,000	4,000	13万円	14万円
	改 正 後	1.00	5.6	7,000	6,000	14万円	
	管 内 平 均	1.70	11.0	5,000	5,700		
介 護 納 付 金	改 正 前	0.45	2.8	6,000	4,000	10万円	12万円
	改 正 後	0.68	3.6	9,000	5,000	12万円	
	管 内 平 均	0.90	6.0	6,500	5,700		
合 計	改 正 前	3.32	21.0	29,000	22,000	69万円	77万円
	改 正 後	5.18	28.2	40,000	31,000	73万円	
	管 内 平 均	8.60	53.0	37,500	40,400		

※所得割とは、総所得金額から33万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、資産割とは、固定資産税額（償却資産分除く）に率を乗じて得た額、均等割とは、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割とは、加入する1世帯当たりに課される額です。保険税額は以上を合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額となります。
※管内平均とは、幌延町を除いた宗谷管内市町村の割合や金額を加算して得た値に、市町村数で割った割合や金額。

★国民健康保険被保険者証の更新について★

現在使用されております国民健康保険被保険者証は平成24年4月30日までが有効期限となっております。

つきましては、下記日程により更新手続きを実施いたします。

●日 程

4月16日(月)～27日(金)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方 【町民課生活環境グループ窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

●持参するもの

- ・現在使用中の国民健康保険被保険者証（既加入者）
- ・印鑑
- ・就学のために幌延から住所を移している方については、在学証明書又は合格通知書など。

詳しくは、町民課生活環境グループ（電話5-1115）にお問い合わせください。